

消費税増税に備えて中小企業が行う対策 ②



税務・会計の 集中ゼミナール

●今回の先生／
税理士の黒川明氏(写真左)・小野寺聰嗣氏(写真右)



今回は、経過措置に対する実務対応の概略を解説しますが、内容が広範囲に及びますので、本稿では一般的な取引の主要部分について記載します。詳しくお知りになりたい方は、国税庁のホームページに「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取り扱いQ&A」という質疑応答集がありますので、そちらをご覧ください。

施行日前後の取引の税率

新消費税法は、平成26年4月1日(施行日)以後に、事業者が国内で行う課税売上と課税仕入に係る消費税に適用されます。そして、施行日の前日までに行った取引については、なお従前の例による」とされています。つまり、同年3月31日までに締結した契約であっても、施行日以後に売上や仕入が行われるも

決算締切日の取り扱い

これは、経過措置が適用される場合を除き、新消費税法が適用されることとなります。では、施行日の前日までに仕入れた商品を施行日以後に販売した場合はどうなるか。新消費税法は、経過措置の適用を除いて、施行日以後の売上と仕入に適用されるため、施行前に仕入れた商品でも、施行日以後に販売する場合には新税率が適用されます。そのため、仕入は5%で売上は8%ということになるのです。

施行日を含む1年間の役務提供

これは、決算締切日を設けている会社に適用されるもので、当然、事業年度末日が決算締切日の会社には関係ありません。新税率が適用される。つまり、この法人の場合は、平成26年3月21日から31日までの10日間に行われた分について旧税率が適用されることとなります。加えて、継続的に売上および仕入の締切日を一致させる処理をしている場合には、平成26年3月21日から31日までの間の売上と仕入については、同年4月分の売上げおよび仕入として、消費税の申告をして差し支えありません。

施行日前後の返品等の取り扱い

この場合は、対価を「收受」しているかどうかで扱いが変わりますので、ご注意ください。例えば、4月中に返品を受けた商品は、3月中の販売に対応するものとして処理している場合があると思います。では、平成26年4月中の返品についても、いつものおり前月中のものとして、旧税率で計算を行ってよいのでしょうか。法律では、施行日前に販売したが施行日後に商品が返品されたために返金したという場合には、旧税率で計算するとなっております。なお、このような場合には、請求書に適用税率を明記するようにしてください。

電気料金等に関する経過措置

映画館や電車賃に関する経過措置

電車の運賃や映画館の入場料金などを施行日前に領収している場合は、旧税率が適用されます。この経過措置の適用対象となる「旅客運賃等」の範囲は、以下のとおりです。
・車、電車、乗合自動車、船舶または航空機に係る旅客運賃
・映画、演劇、演芸、音楽、スポーツまたは見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、または聴かせる場所への入場料金
・競馬場、競輪場、小型自動車競走場またはモーターボート競走場の入場料金
・美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設または場所であらうに類するものへの入場料金

工事の請負などに関する経過措置

事業者が、平成8年10月1日から平成25年9月30日(指定日)までに締結した工事請負契約や製造請負などの契約で、施行日以後に売上有る場合には旧税率が適用されます。この場合の「指定日」とは、平成25年10月1日をさします。契約が指定日の前日までに履行されれば、施行日以後の売上でも旧税率の適用となり、平成25年10月1日以後の契約で施行日以後の売上は新税率となるので注意が必要です。また、事業者がこの経過措置の適用を受けた場合には、相手にもその旨を書面で通知する必要があります。

次回は、経過措置に対する実務対応について継続して記載し、さらにコンピューターの会計処理等の問題について記載したいと思います。

(つづく)